

# 教材としての世界文化遺産の魅力

鳴門教育大学大学院教授 金野 誠志

## I はじめに

小論では、地理教育において、世界文化遺産が有する教材としての魅力について若干の考察をしていく。そのために、日本で最初に文化的景観（自然環境による制約の中で、社会的、経済的、文化的に影響を受けながら人類が築いた遺産に認められる価値）が認められ、世界遺産一覧表への記載された「紀伊山地の霊場と参詣道」を事例として取り上げる。

## II 「紀伊山地の霊場と参詣道」への多様な認識

自然崇拜を起源とし、太平洋を望む紀伊山地にある熊野三山、修験道拠点の吉野・大峯、空海が開いた高野山3霊場と、それぞれを結ぶ熊野古道や大峯奥駈道、高野山町石道の参詣道が一覧表に記載された。記載された一帯（506.4ha）には、現在まで変わらずに脈々と受け継がれている聖山の伝統を反映した文化的景観のほか、山や森、川など豊かな自然も多く残っている。その独特な景観が認められたのである。現在も日本文化の一端を担っており、年間1500万人もの人びとが参拝や登山を目的に訪れている。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の一覧表記載にあたっては、各県単位だけではなく県内部の自治体や地域住民によっても、一覧表の記載前後を通して、それぞれに対象物件に対する思いや考えが多様であった（服部2010）。

和歌山県は、他の2県に先駆けて高野山単独での記載への動きをみせていた。そして、和歌山県活性化の核として高野山や市民団体も独自の動きを見せるようになる。しかし、文化庁より他の2

県を合わせた包括案を提示され、3県合同の世界遺産化へ進んだ。三重県は文化庁の要請により登録運動に加わった。もともと、自分たちの宝であり、地域住民が主体となって守り育てるという考えが基盤にあった。その延長上に人類共通の宝としての保存をするという発想であった。奈良県は、既に著名な世界遺産を抱えており、登録資産の位置が特殊な地理的環境にある僻地であったことから、遺産そのものに対しての意識が希薄だったようだ。

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、民間所有のコア資産が多いのも特徴だが、道という視点からすると、信仰の道、林業の道、生活の道といった捉えができ、同じ道が機能的に多様な使われ方をしていたということが多々あった。和歌山県や奈良県においては、林業よりも熊野の地が信仰対象となった方が遙かに古く、参詣道も宗教的な発達の中で生まれてきたという認識が林業従事者や山林主の中でも強かった。また、和歌山県では、限られた市町村にのみ構成資産が点在しているため、住民レベルだけでなく行政レベルでも世界遺産の有無による地域間の意識の格差も生じていたという。一方で、三重県では、三霊場に至る通行路であり史跡も少なく、山間部に広がる文化的景観を作りだしたのは、林業であるという自負が強かった。調査結果などから山中の石畳の道は実際には産業道路であったとされていることから、他県とは一線を画する。更に、世界遺産の構成資産（史跡・参詣道など）は主に通行路として使用された古道で、全ての市町村が世界遺産としての記載資産を有する。それらが地域遺産であることの意識も高かった。

このように3県3様の思いや考えがあったわけ

だが、三重県尾鷲市の八鬼山では、一覧表記載に対して地権者の猛烈な反対意見が表明され続けた。

### Ⅲ 八鬼山問題にみる一覧表記載の賛否

八鬼山は、熊野古道伊勢路の難所として古くから知られていた。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の記載に当たっては、自治体や住民それぞれの思いや考えの多様性を背景として、賛否の議論が起きた。登録推進の主な主張は3点に整理できると考える。



写真1 八鬼山越え参詣道入り口 2020年筆者撮影

1点目は、「世界遺産条約の目的達成」という面からの賛成である。UNESCOは、理念として国際社会全体にとって最高水準の重要性がある「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産を登録し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことを純粋に追究する。対象となる文化遺産に対し、特定の国民国家が排他的な権利を唱えることは認められない。ナショナルあるいはローカルといった枠組みでの「特殊的価値」が顕著であろうと記載に際しては顧慮されない。

2点目は、「国家や地域への経済効果への期待」という面からの賛成である。90年代半ばを過ぎてから、全世界の海外旅行者は右肩上がりに増え続け、観光産業は一大産業となっている。まだまだのびる可能性があり、多くの国が観光産業を基幹産業と捉えている。衰退していく状況におかれ深刻に悩んでいた尾鷲市も、地域経済活性

化の起死回生のチャンスとして何としても一覧表への記載を活かそうと突き進んだのである（大野2008）。一覧表に記載されれば、知名度が上がり観光客増加による経済的に地域活性化が期待されるからである。

3点目は、「国家や地域の誇りやアイデンティティの醸成」という面からの賛成である。「紀伊山地の霊場と参詣道」の記載に際し、当時の文化庁長官は、「日本を代表する固有の資産の中から顕著な普遍的価値を有する遺産を『世界遺産一覧表』に推薦・登録していくことは、日本の文化を世界に向けて発信するとともに、われわれ自身がわが国の文化を改めて再認識し、歴史と文化を尊ぶ心を培うこととなります。世界遺産登録をきっかけに関係者が協力し合い、わが国の優れた文化遺産を後世に伝えることが大切であると考えます。」と記している（河合2005）。河合の言に沿うと、「日本の文化を世界に向けて発信する」こと、「われわれ自身がわが国の文化を改めて再認識し、歴史と文化を尊ぶ心を培う」ことが目的であり、「世界遺産一覧表」への推薦・登録は、その手段ということになる。

尾鷲市八鬼山で展開された地権者の世界遺産登録反対運動がいわゆる八鬼山問題で、地権者による激しい抗議が寄せられた。反対運動の論理を大野（2008）は3点指摘している。

1点目は、「生活の不便」という面からの反対である。尾鷲市におけるサル・シカ・イノシシなどの獣害が単一農作物だけにとどまらず、人々に危害を及ぼしかねないほど、日々、深刻化していた。また、尾鷲市周辺の木々は、ほとんどが植林されたもので、山々は人々の日常の手入れによって環境が維持されてきた。本来ならば、害獣駆除や植栽・伐採などの裁量はその土地の所有者にあるはずだが、一覧表に記載されると、活動が制限される。そうなれば、山は一瞬にして荒廃してしまうというものである。これは、獣害と植栽・伐採の不自由に対する困惑の表明である。

2点目は、「財産権の侵害」という面からの反対である。古道については、実際に所有者が明記

された公図があるにもかかわらず、尾鷲市はその所有権を認めていない。公図の正当性を疑問視し、一覧表への記載を前提に、法律的には必要はないということで、地権者への説明や承諾を求めたりしないまま、古道を市道や国の史跡として追加指定した。世界遺産はその思想的前提として、価値ある文化や自然は、法律で保障された所有権など個人に保障された権利を超えて、保護が優先されるという強制力を潜在させている。これらに対する異議申し立てである。

前述の2点の反対意見は、原因そのものの根底に、所有権など個人に保障された普遍的権利を超えて、遺産の保護が優先されるという強制力への異議申し立てという点では同義である。

3点目は、「生活道の公道化」という面からの反対である。世界遺産の話が持ち上がる前は、そもそも古道には特別な名前も付けられていなかった。古道が観光開発されていく過程で「熊野古道」と命名されたもので、地域興しに生活道が利用される過程で、参詣道としての歴史の過剰装飾が強調されていった。そのため、生活に密着した語りの中で、意味を持っていた地域住民の生活道が公道化された。そのため、他地域の人々と共有が困難な日常的な記憶や経験が背後に追いやられたことに対する異議申し立てである。これは、「顕著な普遍的価値」とされたものが、本来の価値を継承しているかどうかに対する疑義であり、地域住民にとってはアイデンティティの否定とも映る。

1点目の「獣害と植栽・伐採の不自由」と2点目の「財産権の侵害」に対し、3点目の「生活道の公道化」は明らかに内実が異なる。1点目の「生活の不便」と2点目の「財産権の侵害」は、「紀伊山地の霊場と参詣道」が一覧表に記載される以前から反対運動の中で主張されていたが、3点目の「生活道の公道化」は、世界文化遺産として登録された後の2007年になって出てきた主張であるという点は他の2点とも異なる。それは、時期的な異なりというだけではない。3点目の「生活道の公道化」は、特定の共同体の成員として、どのような人々と地域の文化遺産を共有するの



写真2 八鬼山越え参詣道 2020年筆者撮影

という認識範囲の違いが争点となっている。集団で共有している地域の文化遺産には、その集団内で共有している「特殊的価値」があり、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に、共通した重要性をもつような「顕著な普遍的価値」など認めたくないということからの反対の主張である。この賛否は、どのようなスケールの地理的空間の一員として、文化遺産の価値を考えているのかという違いも絡んでいる。

#### IV 文化遺産を保存する意義

世界遺産一覧表への記載は、本来、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に、共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義や自然的な価値を有する遺産を、恒久的に保護することが、国際社会全体にとって最高水準の重要性があると考え、「顕著な普遍的価値」を有する文化遺産及び自然遺産を認定し、保護、保全、公開するとともに、将来の世代に伝えていくことである。にもかかわらず、一覧表登録を巡って一喜一憂し、登録されれば、地元では、「〇〇の文化が世界に認められてうれしい」とか、「これで観光客が増えて、地域が活性化する」というような意見が飛び交っているようだ。管見ながら「一覧表記載の重みを深く感じ、今後の保護・保全へ邁進します」などという意見は聞いたことがない。

前の時代から伝わり、現代及び将来世代に共通

した重要性をもつような、文化的な意義を持つものを文化遺産と捉えれば、文化遺産の保護は、自ずと正しいことになる。そして、一覧表記載への志向は勢いづき社会的な主潮となり易く、反対表明は難しくなる。しかも、世界的にも、衰退していく地方都市の中で、観光を主体に飛躍的な経済効果を期待し、生き残り戦略の切り札として一覧表記載を画策して成功を収めている地方都市がある。このような考えを否定するわけではないが、今一度、世界遺産、特に、文化遺産としての価値は何なのか、なぜ、保護・保全するのかということ、一覧表記載の賛否を交えて真摯に考えていく必要がある。一覧表への記載には、諸手を挙げて賛成する人々ばかりではない。だからこそ、文化遺産は、誰にとって、なぜ、保護・保全する必要があるのかという議論を欠かせないと考える。

## V 地理教育から見た教材としての魅力

地理学者は、常に次のような問いかけをする。

- ・それは、どこにあるのか。
- ・それは、どのような状態か。
- ・それは、なぜ、そこにあるのか、それは、どのように起こったのか。
- ・それは、どのような影響をもっているのか。
- ・それは、人間と自然環境の相互便益のために、どのように対処すべきか。

「それは」という記述部分を、「その世界遺産は」とそのまま置き換えてみるとどうだろう。先に取り上げた「紀伊山地の霊場と参詣道」を念頭にしてみると、自ずと世界遺産をめぐる、地理学研究の中心概念である「位置と分布」、「場所」、「人間と自然環境との相互依存関係」、「空間的相互依存作用」、「地域」について考えていくことになる。もちろん、社会問題化する一覧表記載についての賛否の多様な認識や主張も、この中に含まれてくる。

つまり、地理教育からみても世界遺産は、

教材としての魅力と可能性が詰まっているということになる。

## VI おわりに

曖昧な記載の基準、増えすぎによる相対的価値の低下、守るための人材やコスト、押し寄せる観光客による破壊など、現在、世界遺産、中でも、世界文化遺産は、多くの問題を抱えている。その根源は、誰が文化の価値を測るかということにある。昨今、記載の決定権をもつ、UNESCOの世界遺産委員会の判断と、その諮問機関である専門家集団のICOMOS（国際記念物遺跡会議）の判断とが食い違うことも少なくない。いずれにせよ、文化遺産を直接受け継ぎ、保存してきた人々だけが有するローカルな価値に対しては、関心が薄くなる。

このような現実の中、学習者を世界遺産の保護に関する将来の指導者、政策決定者と捉えれば、それらは、公民教育と大きく関わっている。また、その価値は歴史教育と大きく関わっている。「地」・「歴」・「公」どの方向からも教材化や連携が期待できる可能性を秘めている。そういう視点で、見つめ直すのもよいのではないだろうか。

### [参考文献]

- UNESCO World Heritage Convention “Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range” <https://whc.unesco.org/en/list/1142/>
- 服部浩平「世界遺産登録と広域行政の実態－『紀伊山地の霊場と参詣道』を事例として－」『法政大学大学院紀要』(64), 2010
- 大野哲也「地域おこしにおける二つの正義－熊野古道、世界遺産登録反対運動の現場から－」、『ソシオロジ』53(2), 2008
- 河合隼雄「世界遺産と『紀伊山地の霊場と参詣道』」『月刊文化財』496, 2005
- 国際地理学連合・地理教育委員会編「地理教育国際憲章」『地理科学』vol.48(2), 1993